

赤平市子ども・子育て会議公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤平市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）第3条第2項各号に規定する委員のうち、公募による者（以下「公募委員」という。）の公募方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 公募委員の募集人員は、2名以下とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年10月1日において年齢が満20歳以上の者
- (2) 市内に在住している者
- (3) 現に子育てをしている者又は子育てに熱意のある者

(募集方法)

第4条 公募委員の募集は、市のホームページへの掲載及び子育て関連窓口において周知を行う。

(募集期間)

第5条 公募委員の募集期間は、令和5年10月18日から令和5年10月31日までとする。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、様式第1号による赤平市子ども・子育て会議公募委員応募用紙（以下「応募書類」という。）を社会福祉課まで提出するものとする。

- 2 前項の応募書類の提出方法は、郵送又は持参によるものとする。
- 3 前2項の規定に基づき提出された応募書類は、返却しないものとする。

(選考方法)

第7条 提出された応募書類を審査し、応募資格に適合すると認められる者（以下「有資格者」という。）の選考を行う。

- 2 前項の規定に基づき選考された有資格者について、応募の動機や子育て支援に対する意見その他を考慮し選考を行う。
- 3 選考に当たっては、性別、年齢構成、所属団体等のバランスを考慮する。

(選考結果の通知)

第8条 前条の規定に基づく選考結果は、書面により応募者全員に通知する。

附 則

この要領は、令和5年10月18日から施行する。